

有料化について

1. 有料化制度について

1) 制度の概要

廃棄物処理法の基本方針※（平成 28 年 1 月 21 日改正版）においては、市町村の役割として

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

との記載が追加され、国全体の施策の方針としてごみ処理の有料化を推進するべきことが明確化されています。

有料化とは、市町村がごみ処理についての手数料を徴収する行為を指します。（指定のごみ袋で排出することを規定していても、ごみ袋料金に手数料が上乗せされていない場合は有料化には当たらず、有料化を区別して「単純指定袋制度」と呼ばれます。）

※廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

2) 有料化の効果と課題

有料化には、下図に示すような効果と課題があります。

効 果	課 題
排出抑制や再生利用の推進 公平性の確保 住民や事業者の意識改革	住民の負担増加 不法投棄や不適正排出の誘発

2. 有料化の状況

1) 全国の状況

平成 30 年度における全国の有料化実施状況は、表 1 のとおりです。

表 1 家庭系可燃ごみの有料化を導入している地域別市区町村の数（平成 30 年度）

区分	都道府県名	全市区 町村数 (A) 収集なし を除く	有料化市区町村数 (B)			有料化率 (B/A) (%)	区分別 有料化率 (%)
			排出量 単純従 量型	その他	計		
北海道	北海道	154	125	16	141	91.6%	91.6%
東北	青森県	40	20	—	20	50.0%	46.4%
	岩手県	32	1	—	1	3.1%	
	宮城県	35	11	—	11	31.4%	
	秋田県	24	13	1	14	58.3%	
	山形県	35	29	1	30	85.7%	
	福島県	56	27	—	27	48.2%	
関東	茨城県	44	15	2	17	38.6%	40.7%
	栃木県	25	14	—	14	56.0%	
	群馬県	35	14	2	16	45.7%	
	埼玉県	61	10	—	10	16.4%	
	千葉県	54	34	2	36	66.7%	
	東京都	62	27	1	28	45.2%	
	神奈川県	31	6	—	6	19.4%	
中部	新潟県	30	21	4	25	83.3%	63.6%
	富山県	15	10	—	10	66.7%	
	石川県	19	15	1	16	84.2%	
	福井県	17	5	1	6	35.3%	
	山梨県	27	8	1	9	33.3%	
	長野県	77	46	14	60	77.9%	
	岐阜県	42	30	7	37	88.1%	
	静岡県	35	17	—	17	48.6%	
近畿	愛知県	54	18	3	21	38.9%	58.6%
	三重県	29	9	—	9	31.0%	
	滋賀県	19	11	1	12	63.2%	
	京都府	25	11	2	13	52.0%	
	大阪府	39	12	10	22	56.4%	
	兵庫県	40	17	1	18	45.0%	
	奈良県	39	26	2	28	71.8%	
中国	和歌山県	29	25	2	27	93.1%	79.4%
	鳥取県	19	19	—	19	100.0%	
	島根県	19	18	1	19	100.0%	
	岡山県	27	20	1	21	77.8%	
	広島県	23	13	—	13	56.5%	
四国	山口県	19	12	1	13	68.4%	85.2%
	徳島県	23	15	1	16	69.6%	
	香川県	17	16	—	16	94.1%	
	愛媛県	20	14	3	17	85.0%	
九州・沖縄	高知県	28	25	1	26	92.9%	78.5%
	福岡県	58	54	1	55	94.8%	
	佐賀県	20	19	—	19	95.0%	
	長崎県	21	17	2	19	90.5%	
	熊本県	45	34	1	35	77.8%	
	大分県	18	16	1	17	94.4%	
	宮崎県	26	15	—	15	57.7%	
	鹿児島県	41	17	1	18	43.9%	
	沖縄県	41	33	1	34	82.9%	63.5%
	全国	1,689	984	89	1,073	63.5%	

[出典] 令和 2 年度一般廃棄物会計基準改訂等業務報告書（令和 3 年 3 月）

2) 埼玉県内自治体の状況

埼玉県内で家庭系可燃ごみの有料化をしている自治体の料金水準を、表 1 に整理しました。袋のサイズは 15 リットル袋～45 リットル袋まであり、いずれの自治体も 3～4 種類のサイズ展開をしています。

表 1 埼玉県内における家庭系可燃ごみ有料化の料金水準

	45ℓ袋		35ℓ袋		30ℓ袋		20ℓ袋		15ℓ袋	
	1枚 あたり	1ℓ あたり	1枚 あたり	1ℓ あたり	1枚 あたり	1ℓ あたり	1枚 あたり	1ℓ あたり	1枚 あたり	1ℓ あたり
秩父広域市町村圏組合	—	—	35	1.00	—	—	20	1.00	15	1.00
加須市	25	0.56	—	—	17	0.57	11	0.55	7	0.47
蓮田白岡衛生組合	48	1.07	—	—	38	1.27	28	1.40	—	—
幸手市	50	1.11	—	—	35	1.17	—	—	15	1.00
杉戸町	40	0.89	—	—	30	1.00	20	1.00	—	—
1ℓあたり平均	0.94									
1ℓあたり最大	1.40									
1ℓあたり最小	0.47									

参考：家庭系一般廃棄物排出量単純比例型※における都道府県別料金水準

都道府県	新規導入 市町村数	平均 / L 当たり単価
北海道	8	1.82
東北	9	1.03
関東	14	1.50
中部	12	0.91
近畿	8	0.84
中国	4	0.73
四国	2	0.41
九州・沖縄	6	0.62
全国	63	1.11

〔出典〕一般廃棄物処理有料化の手引き令和 3 年 4 月《改訂案》

※「排出量単純比例型」とは、一般廃棄物の排出量に応じて排出者が手数料を負担する料金体系であり、最も簡便で住民に分かりやすいとされている。

3) 隣接自治体の状況

両市町と隣接するさいたま市、川越市、桶川市、蓮田市、川島町の有料化の状況を、表 2 に整理しました。

家庭系粗大ごみについては、両市町を含むいずれの市町も有料化を導入しています。これ以外では、蓮田市が家庭系可燃ごみ及び不燃ごみについて有料化を導入しています。なお、蓮田白岡衛生組合は指定ごみ袋制度を採用しており、料金は表 1（蓮田白岡衛生組合）のとおりとされています。

表2 隣接自治体における有料化の状況

自治体\区分		家庭系ごみ			
		可燃	不燃	資源	粗大
隣接自治体	さいたま市				◎
	川越市				◎
	桶川市				◎
	蓮田市	◎	◎		◎
	川島町				◎
上尾市					◎
伊奈町					◎

4. 小学生及び保護者対象のごみ処理アンケート結果（抜粋）

両市町の小学校3校における小学4年生の生徒（合計239名）とその保護者を対象に、ごみ処理に関するアンケート調査を実施しました。そのうち、有料化に関する考えを問うた設問では、いずれの小学校においても「現在のままで良い」と回答した人がほとんどでした。

【集計結果】

問 ごみの有料化は指定されたごみ袋を購入して頂き、手数料としてごみ処理費用の一部を負担して頂くものですが、有料化について考えに近いものに☒をつけてください。（複数回答可）

問8		伊奈町	上尾市		上尾市	総合計
有料化について（複数回答可）		小針	上平	富士見	合計	
1	現在のままで良い	55	42	68	110	165
2	税金を納めているので実質有料化されているように感じる	15	8	15	23	38
3	処理費用が徴収されるので、公平感を感じる	3	4	5	9	12
4	生活困窮者などへの救済措置が別途必要だと思う	10	8	21	29	39
5	ごみ減量・分別を積極的に進めると思う	10	6	15	21	31
6	その他	4	3	3	6	10

ごみ袋が有料化になるなら分別せず、袋1枚ですてられるようにすべき
ポイ捨てや不法投棄を懸念。税金をアップした方がよいのではないか
不法投棄が増えるのではないか
ルールを守らない人が今以上に増えるのではないか
袋が有料化されても分別しない人はしない。逆に今より分別せずすてると思う。
ゴミの焼却場の老朽化の問題があるとのことなので、もし新しくする場合の費用等にも使われるとしたら有料化されても仕方ないことだと思う。
もうすでに指定されたゴミ袋ではありませんがゴミ袋を買って分別しているので有料化になってもなくてもゴミ袋を買っているので変わりありません。
現在もごみ袋を買っています。なので、有料化の指定ごみ袋を作ってくれるほうがむしろ良い。
指定された袋の金額が今より高くなければ良い。
有料化には反対です。

4. 考察

有料化につきましては、住民の負担に直接関係するものであることから、ごみ減量の効果を見極めながら慎重に検討する必要があると判断しました。そのため、他市町村における有料化の導入実績や課題の対策を研究し、今後も引き続き両市町で検討していきます。